

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷十三第

行發日一月六年五和昭

## 論叢

給料税(所得税に於ける給料の源泉課税としての)論

法學博士

神戸 正雄

購買力平價説の一考察

文學博士

高田 保馬

## 時論

株式配當金の源泉課税

經濟學博士

汐見 三郎

## 說苑

カッセ「價格形成の機構」の吟味

經濟學士

柴田 敬

銀行の信用膨脹に就て

經濟學士

中谷 實

中位數の本質

經濟學士

益田 熊雄

## 雜錄

世界的農業恐慌に關する二見解

經濟學士

八木芳之助

租税負擔の地方比較と人口割法

經濟學士

中川與之助

需要弾力性の測定

經濟學士

高 森 晋

チエコスロバキアに於ける生計調査に基づく租税負擔

經濟學士

村川 達三

標準食觀

法學博士

財部 靜治

## 附錄

近着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十卷總目錄

# チェコスロヴァキアに於ける 生計調査に基づく租税負擔

村 川 達 三

租税負擔を研究するに當り生計調査を利用する事は Engel, Neumann, Mumber, Gerloff, Günster, により夙に行はれたる所である。最近に至りチェコスロヴァキア共和國に於ても、大藏大臣 Englis が同省内に租税負擔調査委員會を常設し、此種の研究を行ひ「労働者及び俸給生活者家庭の家計調査に基づく租税負擔に關する調査」の結果を委員會報告の第一卷<sup>1)</sup>として公表した。第二卷は工業生産物の負擔に關し、第三卷は農業の負擔を取扱ふ筈である。従來の諸研究が一家庭當りの所得階段を研究して居たに反し、此調査にあつては、家庭構成員の内部に立ち入り一消費單位當り所得階段を分つて居る。此點は Schiff の研究<sup>2)</sup>と多分の共通點を有し

て居る。そして労働者俸給生活者の二種の家庭の結果を出して居る點も一つの特色とせなければならぬ。今 Kollar<sup>3)</sup> に従ひ、チェコスロヴァキアの生計調査に基きたる租税負擔を説明すれば次の如くである。

## 二

調査主體は、労働者五一家庭、俸給生活者一一家庭である。労働者中一八家庭即ち三五%は大都會に任し、又九四%は熟練労働者である。俸給生活者中五四%は下級のもの、殘部は公共及私的勤務の比較的高級のものである。調査期間は一九二五年一箇年である。家庭及び其所得の構成は次表の如くである。

調 査 家 庭 數	第 一 表	
	勞 働 者	俸 給 生 活 者
一 家 庭 平 均 人 數	五	一・二
一 家 庭 平 均 消 費 單 位 數	四・五九	三・四八
一 人 當 消 費 單 位 數	三・〇四	二・四七
	〇・六三	〇・七八

- 1) Die Belastung des Verbrauches durch öffentliche Lasten im Jahre 1925 in der Tschechoslovakischen Republik nach Haushaltungsrechnungen der Arbeiter- und Beamtenfamilien Bd. P. ag. 1928.
- 2) Walter Schiff: Der Einfluss von Wohlhabenheitsgrad, Einkommenshöhe und Familiengröße auf die Befriedigung der Bedürfnisse. Theorie und Statistische Tatsachen (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung 26



		傳 給 生 活 者 家 庭							
平均	2001—4000	41.66	32.68	11.00	2.89	57.22	39.42	14.63	57.56
	4001—6000	25.73	33.77	18.28	4.33	93.03	53.54	29.17	72.79
	6001—8000	27.02	42.56	19.56	4.55	80.97	51.45	47.48	74.48
	8001—10000	31.72	46.99	20.17	4.37	85.53	54.76	39.45	88.54
	10001—12000	29.37	52.38	22.73	5.61	75.33	55.53	82.08	85.34
	12001—14000	30.48	62.95	24.79	4.97	67.54	53.83	46.73	90.76
	14001—16000	26.86	76.69	23.95	3.78	65.43	53.00	157.35	82.14
	16001—18000	43.04	61.89	24.27	4.74	65.34	56.47	42.10	106.77
	18001—20000	15.77	51.21	19.94	3.30	49.15	35.75	73.98	53.44
	20001—24000	30.71	55.60	23.22	6.25	51.83	60.39	84.50	94.87
平均	20001—24000	29.42	49.35	20.93	4.48	76.73	52.66	57.73	80.61

調査せし家庭は代表的のものではないから、其平均的結果を一般労働者俸給生活者の上におし及ぼすことは出来ないが、夫でも尙消費に關し一般に承認されて居る法則(Engel, Schwabeの諸法則)の妥當性を立證して居る。唯最低及び最高の所得階段に現はれたる特異

性は之等の階段に於て充分なる家庭數を代表せしむるを得なかつたことに起因して居る。

三

租税負擔を觀るに當り、關稅、運送稅(乘車券稅、鐵

道乗客運送税、貨物税、手荷物税)を除いて居る。蓋し關稅負擔については、關稅の貨物價格に及ぼす影響を審かに決定しなければならぬから後の研究に留保し、運送税については、單に總運送税額よりして、一消費單位當りの税額を算出するに止め、各家庭についての負擔關係は調査して居らぬからである。其他の租税は總て之を網羅して居るが、特に消費税に重點を置き、間接消費税は總て價格に轉嫁さるものと假定して調査

を進めて居る。

所得階段別に調査せる租稅負擔は各階段における平均所得額に對する割合にて求め、一般負擔係數(各租稅負擔の所得額に對する割合)と特別負擔係數(各消費負擔の當該消費支出に對する割合)とを算出して居る。

第四表は消費税の一般負擔係數を示す。

所得階段	勞働者家庭						
	砂糖	肉	脂肪	鹽	パン	穀粉	麥酒
1001—4000	0.9	0.26	0.31	0.05	0.10	0.07	0.07
4001—6000	0.95	0.26	0.35	0.05	0.07	0.05	0.05
6001—8000	0.7	0.28	0.31	0.01	0.05	0.04	0.06
8001—10000	0.9	0.5	0.35	0.03	0.03	0.03	0.07
10001—11000	0.8	0.8	0.11	0.007	0.01	0.01	0.13
平均	0.8	0.3	0.3	0.019	0.04	0.04	0.07
俸給生活者家庭							
1001—4000	1.75	0.45	0.3	0.016	0.05	0.01	0.13
4001—6000	0.7	0.4	0.3	0.015	0.05	0.01	0.07
6001—8000	0.5	0.4	0.12	0.011	0.04	0.01	0.06

平均	1000—10000	0.54	0.38	0.54	0.010	0.03	0.03	0.14
	1000—11000	0.41	0.35	0.13	0.010	0.01	0.01	0.10
	1100—12000	0.37	0.36	0.11	0.008	0.01	0.01	0.10
	1200—13000	0.38	0.38	0.10	0.008	0.01	0.01	0.08
	1300—14000	0.38	0.37	0.09	0.008	0.01	0.01	0.13
	1400—15000	0.38	0.36	0.08	0.008	0.01	0.01	0.13
	1500—16000	0.39	0.37	0.08	0.008	0.01	0.01	0.10
	1600—17000	0.39	0.36	0.08	0.008	0.01	0.01	0.10
	1700—18000	0.39	0.36	0.08	0.008	0.01	0.01	0.10
	1800—19000	0.39	0.36	0.08	0.008	0.01	0.01	0.10
	1900—20000	0.39	0.36	0.08	0.008	0.01	0.01	0.10

第四表を見るに、勞働者家庭に於ては所得金額を増すに従ひ麥酒と肉との負擔が増加して居る。これ所得の増加に伴ひ此等の消費の増加が所得の増加以上に出づるからである。其他の消費物については一般負擔係數は何れも累減を示して居る。租税負擔の累進する消

費物につきては大所得階段が多く負擔する。俸給生活者家庭に於ても肉を除き同様の關係を示して居る。嗜好品中の酒精飲料品及び煙草の租税負擔を示せば

第五表、第六表の如くなる。

第五表	一消費單位當りの消費量(付度)		同上金額(Kc)	
	勞働者	生活者	勞働者	俸給生活者
麥酒	六四・九二	五七・七二	一六六・九六	一六〇・七九
葡萄酒	〇・三三	一・七	五・〇九	二九・三四
ラム	〇・七三	〇・六四	一四・九六	一三・二六
煙草			五八・八六	一三二・三二

第六表	一消費單位當りの税額(Kc)		同上一般負擔係數%	
	勞働者	生活者	勞働者	俸給生活者
麥酒	三四・一〇	三二・三六	〇・五八	〇・三二
葡萄酒	〇・五四	三・一三	〇・〇一	〇・〇三
ラム	七・二四	六・三三	〇・一一	〇・〇六
煙草	五四・四	七六・七四	〇・九二	〇・七六

勞働者家庭の各消費税負擔を税率より見て順位を附すれば次の如くなる。

第七表

品名	單位	價格に對する%	順位
煙草	煙草支出に對する	五八・〇	一
ラム	一封度の價格に對する	四八・四	二
レモナードソーダ水	同	三一・九	三
砂糖	一疋の價格に對する	三〇・八	四
ビール	一封度の價格に對する	二一・四	五
葡萄酒	同	一一・九	六
鹽	一疋の價格に對する	八・六	七
脂肪	同	六・四	八
馬鈴薯	同	五・六	九
燻肉	同	五・〇	十
肉	同	四・七	十一

更に實際の消費より見たる租税負擔を消費税合計額の%にて示し順位を附すれば次の如し。

第八表 勞働者 俸給生活者

品名	單位	價格に對する%	順位
煙草	煙草支出に對する	二五	一
砂糖	一疋の價格に對する	二二	二
ビール	一封度の價格に對する	一六	三
肉	同	一二	四
脂肪	同	六	五

品名	順位
穀粉	一
鹽	一

次に取引税につきて見る。取引税は消費に最も近き取引に課せらる、租税である。取引税負擔を勞働者家庭の平均消費額について求むれば、次表の如くなる。

第九表 税率より見たる特別負擔係數%

品名	特別負擔係數%
レモナードソーダ水	一一・八
葡萄酒	二・六
砂糖	四・八
燻肉	二・一
ビール	四・五
肉	一・九
ラム	四・三
穀物	一・〇

第十表 實際の消費より見たる一般負擔係數%

品名	一般負擔係數%
燻肉	〇・一八一
肉	〇・〇四二
砂糖	〇・一三三
穀粉	〇・〇四〇
ビール	〇・一二七
卵	〇・〇二四
ミルク	〇・〇六二
馬鈴薯	〇・〇一三
脂肪	〇・〇六一
コヒ	〇・〇一〇
パン	〇・〇六〇
レモナードソーダ水	〇・〇〇八

かくて關稅及び運送税を除き總ての租税負擔につきての一般負擔係數を示せば、次の如くなる。

第十一表	貯蓄を加へたる總支出に對する%		貯蓄を除きたる支出に對する%	
	勞働者	俸給生活者	勞働者	俸給生活者
關稅、運送稅を除きたる租稅	六・八四	八・八一	六・九八	九・〇七
右より更に酒精稅、煙草稅を除き	二・〇八	五・四八	二・二三	五・六三

各種租稅の金額及其間の割合を示せば次の如くなる

第十一表	勞働者		俸給生活者	
	稅額(Kc)	割合%	稅額(Kc)	割合%
租稅	四〇・八九	一〇	二六・四三	三三
所得稅	一一四・六二	二六	二八一・七〇	三三
家賃稅	七三・九六	一八	一〇三・八六	三
取引稅	一一〇・一九	三〇	一三三・五九	五
消費稅	五五・一四	一四	七六・七四	九
煙草				
合計	四〇三・一〇	一〇〇	八五・三三	一〇〇

更に所得階段別に見る時は、租稅負擔は原則として累進の傾向を示す。即ち俸給生活者家庭に於ける租稅負擔は消費單位の平均所得額の七・二七%より一一・五

九%に増加して居る。

勞働者家庭については、小所得(八〇〇〇迄)にては、六・〇%より七・五三%への累進であるが、最高の二階級(僅かに五家族であるが)に於ては所得稅が示されて居なかつたため、累進の傾向が破られて居る。

#### 四

以上 Kollar の論文を紹介したのであるが、次の四點を明かにして置く必要がある。

- (一) Kollar 自身も述べて居る如く、本研究は大量觀察の不充分なる結果、統計表上に特異性を示し一般的傾向を破つてゐる場合がある。更に數多くの家庭を集め得るならば、より確實なる結果を示し得らる、だらう。
- (二) 家庭の消費單位につきて租稅負擔を見たるは、從來の如く家庭につきて租稅負擔を見たるものに比し、一段の進歩である。即ち同一所得の家庭にありても、家族數の多少により負擔關係を異にするからである。

(三) 勞働者と俸給生活者との家庭に就て夫々結果を求めたる結果、同一所得階段に於ても兩種家庭の間に負

擔係數を異にしてゐるのである。俸給生活者を夫と同  
一所得階段に屬する勞働者に比するに、食料品以外の  
所謂文化的支出に多く費せる事を實證的に示して居る  
(四)消費税のみについて見るに、ビールの消費量の多  
い家庭は租税負擔を多くして居るが、之を除けば、所  
得が低い程その負擔を増して居る。此の事實は累進税  
課徴に實證的根據を與へ、所得税、財産税の累進税率  
決定の問題に資する所が大である。